

論 説

協議団の発展

国税不服審判所次長
中 村 信 行

◆SUMMARY◆

協議団とは、シャウプ勧告に基づき、所得税等の課税処分に対する納税者の「異議処理機構」として昭和 25 年に国税庁及び国税局の附属機関として設置されたものであり、令和 2 年 5 月 1 日に設立 50 周年を迎えた国税不服審判所の前身の機関である。

本稿では、国税不服審判所が設置されるまでの 20 年間の協議団制度における組織や体制、事務運営の変遷を審査請求事案の変動とともに辿ることにより、国税不服審判所の影に埋もれがちな協議団について、改めて、納税者の正当な権利の救済を通じ、わが国の申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献してきたものと評価している。

(令和 2 年 7 月 9 日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次	
はじめに	62
第 1 期 協議団の創設期（昭和 25～30 年度）	62
第 2 期 協議団の確立期（昭和 31～36 年度）	74
第 3 期 協議団の展開期（昭和 37～44 年度）	81
最後に	86

はじめに

協議団は、シャープ勧告に基づき、異議申立機関として、昭和 25 年 7 月 1 日に設立された。20 年間存続した後に、昭和 45 年 5 月 1 日に国税不服審判所が設立されるときに役目を終えた。

協議団については、「協議団は、シャープ勧告に基づき設置されたものであるが、その基本的な考え方は、税務署等の執行機関とは別に、第三者的並びに客観的立場で公平に審理するための機関によって、納税者の不服の審理に当たるということであり、これは、当時の不服審査制度にはなかった全く新しい考え方を導入したものであった。この協議団制度は、20 年間にわたり納税者の正当な権利の救済を通じ、わが国の申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献してきたと評価されている。」^①しかし、「その第三者性ないしは独立性を高めるべきとする意見が引き続き各方面から主張されてい」^②て、その意見に応える形で国税不服審判所が設立されていることから、協議団の評価は、国税不服審判所の影に埋もれがちである。

しかし、20 年間存続し、その間多くの協議団が精励した組織であるから、然るべく評価されるべきであり、様々な資料から、その 20 年間の労苦と事績を呼び起こしてみたい。

そうしてみると、協議団の 20 年間は大きく 3 つに分けると理解しやすいと思う。まず、

組織の立ち上げから事務運営を整理するまでの期間（第 1 期、昭和 25～30 年度）、次に、整理された事務運営に則り比較的安定的に推移した期間（第 2 期、昭和 31～36 年度）、そして、国税通則法の制定等を契機として第三者的な性格を展開させていった期間（第 3 期、昭和 37～44 年度）である。これらの時期は、審査請求事案の変動とも符合している。第 1 期は、協議団立ち上げ直後協議団の協議に付された事案は少なかったが、2 年後に制度改正を契機に急増し、やがて収束、第 2 期は比較的安定、第 3 期は、国税通則法制定を契機に急増し、やがて収束している。組織や体制、事務運営の変遷を、審査請求事案の変動とともに辿っていききたい。

第 1 期 協議団の創設期（昭和 25～30 年度）

「シャープ勧告に基づき、政府は昭和 25 年 1 月 17 日に「異議処理機関として専門の協議団を設置する等の方法を設け、その適切迅速な処理を図ること」を閣議決定した。この協議団の構想は、第 7 回国会で審議され、①協議団は決定権をもった独立機関ではなく、国税庁及び国税局の附属機関とする、②協議団の人的構成として民間人を採用する、③審理は協議官の合議制とする、等協議団の性格の要点が明らかにされ、昭和 25 年 5 月 4 日付の「大蔵省設置法の一部を改正する法律」において、国税庁及び国税局に、その附属機

関として設置された。

協議団の設置に当っては、昭和 25 年 5 月 9 日付で、まず国税庁及び国税局に準備委員約 200 名が任命され、準備が全て完了したところで同年 7 月 1 日に国税庁協議団及び国税局協議団が発足した。」⁽³⁾

(組織と体制)

その組織の細目については、昭和 25 年 6 月 30 日付の「国税庁協議団及び国税局協議団令」によって定められた。同令によると、「国税庁協議団は、10 人以内の協議官をもって組織する。国税局協議団は、各国税局ごとに国税庁長官が定める員数以内の協議官をもって組織する。但し、その総数は、各国税局を通じて 800 人以内とする。」とある⁽⁴⁾。この政令は組織を定めるもので、定員としては、協議団の設置に伴い、庁協議団 10 人、局協議団 797 人の増員が行われた⁽⁵⁾。また各年度の定数は、訓令たる、「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」が定め、これによると、昭和 25 年 6 月 30 日付で協議官の定数は 672 人（本庁 6 人、局 666 人）であった。

戦後の国税組織は、大蔵省設置法に基づき、協議団発足の約 1 年前の、昭和 24 年 6 月 1 日に発足した。それ以前は、定員は、「大蔵省に置かれる雇員等の定員に関する省令」（昭 23。大蔵省令第 115 号）によって雇員および傭人等を定めていて、昭和 23 年度官制定員は 74,872 人であった。第 5 回国会において行政機関職員定員法（昭 24。法律第 126 号）が成立し、国税庁の定員は 60,495 人と定められた。よって 14,377 人の行政整理が行われた⁽⁶⁾。「その後、取引高税等の廃止、国税調査官の拡充、協議団の設置に伴い、多少の定員の増加は見られたが、著しい変遷はなかった。」⁽⁷⁾

（昭和 25 年度（協議団発足時）の人事異動）

新たに設立される協議団には、昭和 25 年 5 月 9 日から昭和 25 年 6 月 30 日までにかけて、

本庁発令分として、協議団本支部長 63 名、協議官 150 名の発令が行われた⁽⁸⁾。5 月 9 日付で準備委員として任命され、6 月 30 日に協議団に任用されたのは既述のとおりである。

部内職員からの配置換えのほか、民間人からの採用を行うため、昭和 25 年 5 月 7 日に「国税調査官（協議官）採用試験を実施して、この試験合格者のうちから約 400 名を採用している。

協議団発足後も協議官の実員の追加が行われ、昭和 25 年 8 月 31 日時点で適用される局協議官の定員は 666 名で、実員 637 名であった。そのうち部内職員が 228 名、外部採用者が 409 名であった⁽⁹⁾。

税務大学校資料に、昭和 25 年 11 月 1 日現在の「協議官名簿」がある⁽¹⁰⁾。639 名の協議官（内本部 3 名、国税局 636 名）が、前職とともに掲載されている。これによると、筆者が数えるところでは（数え上げの仕方が上記の国税庁事業年報書のものとは異なるかもしれない。）、部内採用者が 245 名、外部採用者が 394 名である。部内採用者のうち、直税出身者が 150 名（なお出身系統不明が 34 名）、署長又は局課長以上の者が 116 名である。外部採用者のうち約 3 分の 1 は、公務関係の出身者（戦地機関等も含む。）であった。

昭和 25 年度の人事異動について、国税庁事業年報書に以下のように記述されている。

「昭和 25 年度新定員の配置に伴い、各局間および局署間の配置転換を必要としたが、国税庁、国税局および税務講習所の機構強化ならびに協議団の設置に伴う要員の充足を主眼として、増員または新規配置を要する国税調査官、監察官および協議官等の要員は、原則として、部内職員のうちから配置転換の計画に従って充足することとしたが、国税徴収官および協議官については、部内職員から充足することが困難または不相当とする事情があったので、その一部は、部外からの採用試験により充足を行った。（中略）

協議官要員の充足は部内職員については一定の経歴、資格を有するものから、また、外部採用者については、採用試験による採用者のうちから選考によって任命し、その数は次のとおりであった。(昭和 25 年 8 月 31 日時点で、定員 666 名、部内職員 228 名、外部採用者 409 名、欠員 29 名とある。)⁽¹¹⁾なお、当時の協議官の事務処理能力を測る際に、「新に採用される協議官については、本年度としては教育訓練等に主力を注ぐ予定であるから、負担が過重とならないよう充分注意し、事務経験者の 3 分の 1 程度の能力として定めること。」⁽¹²⁾とあり、新規採用者の事務量に配慮していることが興味深いところである。民間採用者が総じて受容されていたようにみえるところをみると、組織への受け入れとして適切な配慮だったかもしれない。

当時は、国税組織発足直後であり、税務職員の資質向上が課題であった。当時の国会答弁をみると、協議官の採用においては、一般の税務職員よりも高度な職歴を有することを要することとし、そうした高度な職員が審査することにより、税務行政の信頼性を高めたいという趣旨が示されている。新たな国税組織をつくるために、民間人も含めて人員を集めるに、民間人の配置場所として、協議団における人的要請がうまく合致したようである。

第 7 回国会 衆議院 大蔵委員会議録第 20 号 昭和 25 年 2 月 25 日 (2 頁)

○平田政府委員 税務の運用がいろいろ問題が多いということは、三宅さん御指摘の通りでありまして、私どもといたしましてもいかにしてこれを改善するか、非常な苦心をいたしておる次第でございます。その根本は御指摘の通りやはり職員の素質と能力の向上をはかるというのが問題でありまして、私どもとしましてこれにつきましてはあらゆる策をいろいろ考えておるわけでございます。最近におきましても新たに職員を採用する場合に

おきましては、年齢が相当以上でありまして、そして高等専門学校以上の学歴を有する者の中から優先して採用する。しかもこれも相当嚴重な試験を行って採用するということにいたしましたのでございます。先般実行いたしました結果にかんがみましても、相当多数の応募者がありまして、優秀な人材が集って来たようであります。将来におきましては現在いる職員の訓練を十分行いますと同時に、採用の場合におきましてはさような方法をさらに継続いたしまして、十分素質の向上をはかつて行くようにいたしたいと考えております。なお民間から入れたらどうかという話であります。今申しました試験には民間の経験のある人も相当応募しまして、採用されておるものもあるようでございます。御指摘の点は、場合によりましてはあるいは委員会等を設けまして、そこでいろいろ問題を審議したらどうかというようなことにも関連するかと思いますが、この点は今回新しく協議団の制度を設けることにいたしましたのであります。この協議団の制度を設けるにつきましては、民間から選出されました委員といったような組織にするか、あるいはやはり専門の官吏というような身分のものとするか。この点につきましては政府としましても十分な論議を闘わし、シヤウブ使節団との間におきましても、十分意見の交換を行つた上できめたのでございますが、考え方の基本としましては、責任のある仕事をやらせる上におきましては、やはり専門の官吏がいいだろうという結論になつたのであります。そのかわり今申しましたように官吏を十分育て上げて、しかもほかの仕事をあまりやらせないで審査の適正な処理ということだけを、主として担当してやらせるということになりますと、おのずから納税者の立場も十分擁護するようなことになつて来まして、運用がうまく行くんじゃないかというようなことを考えまして、かような組織に相なつたのでございます。そうしましてこの協議

団の組織につきましては、目下具体案を国税庁の方で研究いたしておりますが、できる限り民間で相当の経験のある人を試験等の方法によつて採用しまして、そういう者を協議団の中に相当入れて、そこでできる限り適切な処置をするようにとりはからつて行きたい、かように考えておる次第でございます。

第8回国会 衆議院 大蔵委員会議録第7号
昭和25年7月24日(17-18頁)

○正示政府委員 国税庁ができてからは、根本の方針を職員の素質の改善向上ということに置きまして、まず去年は御承知のように定員法による行政整理を相当数行っております。そういう機会に不適格者を排除したこと、これを第一優先順位で行つたことは当然であります。その後もなお不適格者の排除の点ということに、非常に力をいたしておるのでありまして、そのために先般も申し上げましたように、監察官制度というものを国税庁の直属で置きまして、本年度に入りましては先般の国会において、監察官の権限を強化していただきまして、国税庁監察官に司法警察官の権限の一部を行わせるというような措置を、お願いいたしましたのであります。今日監察官はこの新しい権限を持ちまして、職員の非行調査に当っております。この新しい権限を與えていただいたことは、警察その他との連絡も非常に好都合に参りまして、今後それらの職員の非行調査につきましては、一段と強化することができるものと考えております。それが消極面でございますが、積極面の対策としましては、部内職員に対しまして随時講習会を開催することをやっております。中央におきましては、税務講習所の本所におきまして、大体中堅あるいは幹部職員の講習を行っております。なお各局に普通科の講習所を付置いたしまして、これは大体新任職員の教育に当つておるのであります。教育期間中は専門的な知識の体得はもとよりであります、

徳性の涵養ということにつきましても非常な重点を置きまして、講習所長には前の東京大学教授北山富久二郎先生を聘しまして、教育訓練に力を置いてやつておるわけであります。

さらに従来、とかくいわゆる手当り次第に人を採用し、その結果税務職員が平均年齢もきわめて若く、また知識、経験に乏しく、教養の上からも不適格者が多いというような御非難が多かつたと思いますので、特に昨年十一月以来、新規採用につきましては人事院の御指導のもとに、一定の試験をやつておるのであります。なおまた受験資格におきましても、年齢の最低限度を設けまして、徴收官は満二十五歳以上、協議官は三十五歳以上というふうな制限を置きまして、しかも学歴等につきましても大学、専門学校またはそれと同等の学歴を持つ者というような制限を設けまして、一般の公開競争試験を行つております。これは税務行政上の画期的な措置でありまして、従来とかく税務署において、あるいは地方の局において一定の指導方針なく人を採用しておつたころには、どうもそのときどきの都合で採用いたしますため、税務百年の計画にふさわしくないような人が入つて来るといふ弊害があつたのでありますが、これは今後におきましては、相当面目を一新するものと期待しておる次第であります。(以下略)

第9回国会 衆議院 大蔵委員会議録第8号
昭和25年12月4日(23頁)

○高橋(衛)政府委員 私どもも税務官吏の異動につきましては、最近多過ぎるということを考えておるのであります。しかしながら昨年から今年にかけては相当の異動が行われました理由は、御承知の通り調査官の制度を設けました。ところが調査官というのは滞納税者を調べるものでもありますし、相当熟練を要するという意味からいたしまして、各税務署から集めざるを得なかつた。また本年から協議団の制度を始めたのでありますが、

協議団はこれまた相当年輩の人であり、丹念な人を持つて参りませんと、かえつてその精神を殺す結果になるというおそれもございますので、相当多数の署長級、課長級の人を、その機関要員として入れざるを得なかつたという事情があつたのであります。こういうふうな特殊な事情がございましたために、やむを得ず異動の範囲が広汎になつたということは御了承願ひたいと思うのでありますが、根本的な方針といたしましては、できるだけその土地にある程度の期間は、少くとも二年とか三年とかいう期間はその土地を動かずにやつてもらふというふうな考え方で、やつて行きたいと思つておる次第であります。

(昭和 26 年度の人事異動)

協議団ができて最初の人事異動である、昭和 26 年度の人事異動は、同年 8 月 1 日に行われた。昭和 26 年度の協議官の定数は 460 人(本

庁 6 人、局 454 人)とされている(「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」昭和 26 年 8 月 28 日)⁽¹³⁾。一年目にして、216 人の定数が減少しているが、次に述べる行政機構簡素化に向けた経過的な対応だったと思われる。

国税庁事業年報書をみると、定期異動について、「(ア) 定期異動はおおむね (あ) 協議官、徴収官等定員改正に伴うもの、、、(か) その他定期異動を目標に必要な異動を延期してきたものの範囲に限定し、その他は近く予定される人員整理期まで延期すること、、、(エ) この定期異動により、本庁における発令件数は次のとおり、、、(本庁発令分 244 件のうち、協議団本支部長 15 名、協議官 12 名とある。)」⁽¹⁴⁾

本庁発令件数とあるが、昭和 25 年 11 月 1 日現在の「協議官名簿」における税務職上位級者の人数は下記表のとおりである(各支部の支部長は基本税務 9 級(除広島))。

表 1 「協議官名簿」における税務職上位級者の人数

税務職	本部	東京	関信	大阪	札幌	仙台	名古屋	金沢	広島	高松	福岡	熊本	計
9 級	0	3	1	1	1	2	1	1	0	1	1	1	13
8 級	2	14	9	13	4	9	9	3	6	2	9	4	84

国税庁事業年報書には「過般の人事異動で大阪局の協議官が数名署長として転出し、数名の署長が協議官となったが、これがいかほど協議団職員の志気を鼓舞したか想像に余りあるものがあるとともに、この種の人事異動が各局を通じ行われることが必要である。」⁽¹⁵⁾とあり、これは、おそらく昭和 26 年度の人事異動のことであろう。

(行政機構簡素化に伴う人事異動(昭和 26 年 10 月から昭和 27 年 3 月末の人事異動))

「26 年 12 月 6 日には政府の行政機構簡素化に伴い、行政機関職員定員法の一部改正が行われ、(昭 26 法第 297 号) 27 年 1 月 1 日から国税庁の定員は、52,020 人に削減された。」⁽¹⁶⁾これにより、協議団の定員は、26

年度には、局協議団が 797 名から 590 名へ、27 年度には、庁協議団が 10 名から 5 名に、局協議団が 590 名から 400 名へと削減が行われた。⁽¹⁷⁾

「10 月 5 日当時の現在員総数は 59,620 人であつたので、行政整理対象人員は 7,600 人であつた。今回の人員整理に当つては、「極力、税務職員としての不適格者を排除し、職員の一般的素質の向上をはかり、税務行政の円滑かつ能率的運営を確保すること」の基本方式がとられ、公務員として不適格な者、非能率な者、退職希望者から実施し、被整理者からは原則として退職願を提出させる方針がとられた。(中略) 今回の行政整理により、公務不適格職員および非能率職員あわせて約 2,000 名の排除がなされ、この面より、職員の素質

の向上が相当程度にはかられたと考えられる。」⁽¹⁸⁾

「国税庁は 10,280 名の定員減となり、(中略)、第 1 回の退職および異動発令を 26 年末に、第 2 回の退職および異動発令を 27 年 3 月末に実施した。人員整理に関する閣議決定の行われた 26 年 10 月 5 日から人員整理の完了した 27 年 3 月 31 日までの間における本庁発令の異動件数は次のとおりである(として、表上、退職数 160 名のうち、31 名が協議団本支部長とある。)」⁽¹⁹⁾

この表には、協議官が記載されていないが、別のところに「過般の行政整理で税務出身の協議官は大半希望退職した、(中略)、27 年 3 月 31 日付の異動で、国税庁協議団は、本部長以下全員、また各国税局協議団も、本部長以下多数が更替して、今こそとかくの批判のあった協議団再建の絶好の機会といはねばならない。」⁽²⁰⁾という記述がある。

(昭和 27 年度人事異動)

行政機構簡素化を経て、昭和 27 年度の、訓令が定める協議官の定数は 333 人(本庁 3 人、局 330 人)であった(「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」昭和 27 年 8 月 23 日)⁽²¹⁾。

27 年度人事異動は、「暫定定員の設定並びに税務署機構の再編成に即応し、且つ、新任用制度への移行に着目して税務行政の刷新および各局間昇進速度の均衡化を図るため、次の基本方針のもとに 8 月 16 日付をもって定期異動を実施した」とされ、本庁における発令として、協議団本支部長 10 名、協議官 6 名が発令されている。また、「27 年度における行政機構改革の趣旨に沿い、大蔵省組織規程の一部改正、協議団支部の一部廃止、協議官、監督官および監察官の定員改正等が行われ、これに伴う税務署長級の異動を 12 月 16 日付および 12 月 31 日付をもってそれぞれ実施した」とされる。これに伴う退職者は、協議団本支部長 5 名、協議官 4 名であった⁽²²⁾。

27 年 12 月 15 日現在の全国協議官の出身別内訳は、「協議官 328 人中、民間出身者 177 名(54%)、国税出身者 151 名(46%)で、経歴は直税 111 名(34%)、間税 16 名(5%)、徴収 24(7%)」となっていた⁽²³⁾。

昭和 27、28 年は、審査請求件数が急増し 1 万件台に達した時期で、この時期に、行政組織簡素化が重なったことになる。「審査件数は累増の傾向にあるにもかかわらず、逆に協議官数は毎年減少しているの、協議官の事務量は、相当過重になつている。」⁽²⁴⁾とある。

確かに、昭和 27 年度の行政簡素化により協議官の定数は大きく減少したが、昭和 25 年度の協議団発足時、当時の協議官数を擁しての事務処理能力については、以下の記述がある。「(所得税事案の)協議団の処理能力については事案の難易により異なるが、おおむね経験ある協議官 1 人 1 件当り 3 日間程度とし、実情に応じ定めること。(新に採用される協議官については、本年度としては教育訓練等に主力を注ぐ予定であるから、負担が過重とならないよう充分注意し、事務経験者の 3 分の 1 程度の能力として定めること。)」⁽²⁵⁾ここから単純に計算すると、年間 2 万 5 千件以上の処理能力があったことになる。昭和 25 年度、昭和 26 年度の協議団への審査請求件数は 4,000 件程度であったから、想定よりも件数はかなり少なく、1 件当り 3 日間程度という事務処理は過少見積りだったとしても、昭和 27 年度の行政組織簡素化による定員減により、ほぼ適正化が図られたといえるのではない。但し、昭和 27 年度からの件数の急増により「協議官の事務量は、相当過重」と認識され、しかも協議官の数は暫く増えることはなかったの、以後、事務運営の工夫による処理促進が図られることになっていく。

この時期の協議官に対する評価としては、国税庁事業年報書(昭和 24 年度 昭和 25 年度 昭和 26 年度)では、事後監査に基づく内容別意見として、「(1)協議官の法令通達

の理解の程度」は「おおむね良好である。協議団発足以来度々協議官の研修を行ったこと、外部より採用した協議官は多数の志願者中から、学識経験人格高けつと認められる者を採用した関係および発足以来2ヵ年の実務経験等により相当高度の知識と理解力を持つに至ったので、現在では、調査官等に比し少しもそんな色を認めない。」⁽²⁶⁾とある。

また、翌年度の国税庁事業年報書（昭和27年度では、「（1）協議官の法令通達の理解の程度として、協議団発足以来2か年を経過し、この間中央研修、部内検討会等と相まって協議官の能力も相当向上し、法令通達の理解も概ね適正と認められるが、一部の協議官については、なお一段の研さんを要するものがある。」⁽²⁷⁾とされていた。

とはいえ、「昭和財政史」の記述によると、協議団について以下の記述がある。

「協議団の発足にあたって、協議官の定員は672名とされ（その後大幅に削減され、たとえば昭和27年度は333人となった）、協議官は一部、部内職員からの配置転換によって充足されたが、約400名が新規に採用試験を通じて民間から採用された。協議官の採用試験は、国税調査官のそれと同時に行為れ、比較的年齢の高い民間有識者から選抜することを目標とし、受験資格として年齢30歳以上55歳まで、試験の程度は旧制専門学校卒業程度、税務、経理事務等の経験年数3年以上などと定められていた。

協議団の運営は、公平な第三者の立場で納税者および原処分庁双方の意見を聴取しつつ

両者の争点を中心にできるだけ書面調査で事案の審理を進めることが目標とされたが、実際には審査事案の大部分は所得税の事案が占め、帳簿記載の不備な零細な納税者についてこのような方法を採用することは困難で、結局すべての事案について担当協議官が自ら実地調査を行い、所得の再調査をして審査請求の可否を判断するというのが常態であった。

一方、協議官の陣容も、古参の署長や間税、総務の出身者が多く、必ずしも「シャープ勧告」の理想にふさわしい練達の士ばかりが配置されたわけではなく、しかもその職場が税界の終着駅であった場合が少なくなく、そのため一般的に職員に協議団配置を嫌がる風があり、協議官の志気は高いものとはいえなかった。」⁽²⁸⁾

行政整理による協議団の定員減が400名とされ、協議官の実員も、昭和25年8月の637人から328人となっており、309人の減となっている。民間出身者は、発足時に400人だったが、177人となっていて、構成比も64%から34%とほぼ半減している。協議官の退職数は限られていることや、上記の「過般の行政整理で税務出身の協議官は大半希望退職した」との記述からみて、民間出身者の減少は、退職のみではなく、国税組織の他部署への異動によるところもあったかもしれない。

国税庁事業年報書の計表によると、部内職員と民間出身者（外部採用者）、部内職員の内直税系統の者に係る実態の計数は以下のとおりとされている。

表2 協議官の出身別内訳（その1）

	部内 職員	内直税（対部内 職員比）	その他	民間出身者 （対合計比）	合計	定数
25年8月31日	228			409 (64.2%)	637	666
27年12月15日	151	111 (73.5%)	40	177 (54.0%)	328	333
29年3月31日	182	148 (81.3%)	34	151 (45.3%)	333	333

（注）各年の国税庁事業年報書による。「民間出身者」は、外部採用者（25年8月31日）、民間（27年12月15日）、他官庁及び民間（29年3月31日）と称されているものを意味する。

また、昭和 27 年度の大蔵省職員録（昭和 27 年 11 月 15 日現在）における各国税局協議団の職員名（計 328 名）を見ると、昭和 25 年 11 月 1 日の協議官名簿に掲載されていた者が 213 名いて、内 57 名が部内職員、156

名が民間出身者であった。部内職員が大幅に入れ替わっていることがわかる（筆者の計算によるので、国税庁事業年報書の数値とは一致しない。）。

表 3 協議官の出身別内訳（その 2）

	部内 職員	内直税（対部内 職員比）	その他	民間出身者 （対合計比）	合計	定数
25 年 11 月 1 日	242	150 (62.0%)	92	394 (61.9%)	636	666
27 年 11 月 15 日	172 内 57	30 (52.6%)	27	156 (47.6%)	328	333

（注）大蔵省職員録（昭和 27 年 11 月 15 日現在）掲載者 328 名のうち、協議官名簿（昭和 25 年 11 月 1 日）に掲載されていない者は 115 名であり、部内職員に含めた。27 年 11 月 15 日の部内職員欄の内書は、発足時に在籍していた者。

（昭和 28 年度人事異動）「協議官人事の徹底的刷新改善による基礎的布石」

行政整理の後、協議団の人員は安定することとなり、協議団設立後 3 年を経て、昭和 28 年度からは、協議団人事の「刷新強化」を進めていった。

昭和 28 年度の定数は、協議官 333 人（本庁 3 人、局 330 人）、と定められた（「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」昭和 28 年 6 月 12 日）⁽²⁹⁾。定員としては、協議官の定数に「その他 72 人（本庁 2 人、その他 70 人）」が加わる（国税局協議官配置定員の一部改正について（昭和 28 年 6 月 12 日））⁽³⁰⁾。

昭和 28 年度の異動は、国税組織全体で、人事管理の刷新、適材適所主義の実現を図るため 7 月 1 日付をもつて税務署長級以上の 273 名について実施された。この人事異動においては、人事異動全体においても「（一）民主的税務行政の運営、特に課税の適正公平化を一段と推進するため、協議団の人的構成を強化することとし、本部長に部長級の者をあてたほか、東京、大阪および名古屋の 3 国税局に新たに副本部長制をしいて、これに相当する人材の登用を行つたこと。また、協議官についても、任命権等の委任規程の一部を改

正して、税務 8 級以上の協議官の任免は本庁で行うこととし、本庁で直接、優秀人材の抜てき配置を行つたこと。」⁽³¹⁾とあり、協議団人事の刷新が重点であったとされている。

また、「政府職員の特別待命に関する件」が、10 月 23 日閣議決定になり、11 月 1 日人事院規則 15-7（特別待命）が制定、同日施行されたので、署長級 32 名について特別待命を承認し、これに伴い 121 名の異動を 11 月 30 日および 12 月 10 日付で実施した。この異動については、基本的には 7 月定期異動の際の方針を踏襲したが、特に次の点を考慮した。（一）時期的に大巾な異動を避け、極力範囲を圧縮したこと。（二）監督官、国税庁監察官、協議団支部長等の充員配置は、署長級の優秀者を登用し、特に協議団支部長の人選については、最近における審査件数の増加にかんがみ、有能人材の登用に努めたこと。」⁽³²⁾とある。

協議団に関する人事については、国税庁事業年報書（昭和 28 年度）を見ると、さらに、「28 年 7 月 1 日、きわめて広範囲にわたる人事異動が行われたのであるが、この異動において、各国税局協議団本部長には、国税局部長級の優秀な人材を当てたほか、東京、大阪

および名古屋の3国税局には、新たに副本部長の制度を設けた。

なお、支部長および一般の協議官についても人材を抜てきして採用し、その数は、年間を通じて協議官全員の約30%に達した。」⁽³³⁾

「協議官の職務は、いわば税の裁判官のような性格を有するものである。したがって、協議官は名実ともに深い学識と豊富な経験と高潔な人格の持主でなければならない。28年度末現在における全国協議官の学歴、経歴、年令別構成は税務職員中最高の水準にあるものと認められる。なお、本年度中に新たに協議官に任命された者の数は、全協議官の約3分の1に達している(昭和29年3月31日において、協議官333人中、民間出身者110名(33%)と他官庁41名(12%)で外部採用者は合計151名(45%)、国税出身者182名(55%)で、経歴は直税148名(44%)、間税8名(2%)、徴収12名(4%)、その他(総務等)14名(5%)となっていた。)」⁽³⁴⁾とされている。

(昭和29年度人事異動)「協議官の刷新強化」

「本年度(29年度)はたまたま定期異動期(7月)に、定員法の一部改正(昭29法186)とこれに伴う臨時待命(昭29政令144)が行われたので、定期異動をこれと併せて行うこととし、29年7月7日付で発令を行つた。本年度は税務署長等の指定官職者および高級者の優待または臨時待命が多かつたので、第42表のとおり大巾な異動を行つたが、異動に際しては従来の基本方針とする適材適所主義と、特定重要官職の重点配置とを踏襲したほか、次の諸点を特に考慮した。

- 1 協議官、監督官および監察官と、税務署長との間における交流をできるだけ多くすることに努めたこと。
- 2 協議官の刷新強化については、前年に引き続き考慮を払い、監督官とともにその人選については、今後の税務署長等との交流を考慮して、優秀な税務署長を任

用することに努めたこと。(以下略)」⁽³⁵⁾。

付されている計表によると、税務8級以上の協議官について、50名が異動し、辞職・待命が4名で残る46名について、署長転出が12名、局署への転出が22名等となっている。一方、協議官への転入は34名で局課長から1名、署長から15名であった。

協議団としても、昭和29年度において施策した主な事項として、1に人事の刷新を挙げている。以下引用する。

「前年度に引き続いて強力に推進した協議官人事の改善については、本年度は特に審査事務の発生状況を分析し、この事実に対応して協議官にふさわしい人材を得るように努めた。すなわち昭和25年度以降の審査事務は、大部分が所得税事案であり、しかもこれが課税標準等の数額の事実認定にかかる事案であることにかんがみ、「協議官には専門的法律知識を有するばかりでなく、事実認定について高度の判断力のある職員を配置するように努め」、また最近法人税事案が急に増加してきている傾向にかんがみその処理の適正を期するため、「法人税事務精通者の充足を図る」こととした。

なお、人事の刷新に関する具体的な事績は、おおむね次のとおりである。(中略)

- (三) 従来から在任していた協議官は、それぞれ税務署長、総務課長または直税課長として発令された。なお、民間出身協議官も総務課長または直税課長として第一線に配置されたほか、本年度は特に東京および大阪国税局の民間出身協議官のうちから、それぞれ1名ずつ税務署長として発令されたことが特記される。」⁽³⁶⁾

(昭和30年度人事異動)「協議官の刷新強化」

昭和30年度人事異動においても、以下のとおり、協議官の刷新強化が続けられている。

「指定官職の異動については、30年度は6月30日付をもつて定期異動を行つたが、異

動に際しては、従来の基本方針ならびに 30 年度税務運営方針の基調とする適材適所主義に立脚し、特に次の諸点を考慮して行った。

- 1 局課長、監督官、監察官、協議官等の官職に長期在職する者は、極力税務署長との交流をはかったこと。
- 2 協議団の人事刷新および強化を 29 年度に引き続き行うこととし、年令的若返りを図るとともに、直税特に法人税事務の処理促進のため有能な法人税事務経験者の登用に努め、更に今後の協議官と税務署長との交流を考慮して、優秀な税務署長を任用することに努めたこと。(以下略)⁽³⁷⁾。

付されている計表によると、税務 8 級以上の協議官について、39 名が異動し、辞職が 4 名で残る 35 名について、局課長転出 1 名、署長転出 4 名、局署への転出が 17 名等となっている。一方、協議官への転入は 29 名で局課長から 2 名、署長から 6 名であった。

ここで人事刷新として行ったのは、協議団の税務出身者に優秀者の配置を図ることであった。協議団初期における協議官への批判は、税務出身者に向けられたものというべきもののようで、税務出身者の刷新が課題として認識されている。当時協議官に求められる資質として、専門的法律知識を有するばかりでなく、事実認定について高度の判断力が必要とされており、この点、事案に一次的に接し実務経験のある税務出身者の経験が協議団に求められたといえよう。以後、人事が安定するにつれ、協議団人事は、国税組織全体の人事の中で人材を確保する途を辿っていく。

(事務運営)

シャープ勧告を反映し、昭和 25 年の税制改正において、不服申立制度が改正された。「協議団が設置されるまでの不服申立制度は、上級行政庁に審査の請求をし、その決定に不服のある者は訴願又は訴訟ができることに

なっていたが、協議団制度になってからは、所得税等の更正・決定処分に不服がある者は、まず、その処分をした税務署長に再調査の請求をし、その決定になお不服のある者は、更に国税局長に審査の請求をするという二審制に改められ、国税局長の決定にもなお不服のある者が訴訟を提起できることになった。国税局長が審査の請求を処理するに当たっては、国税局に所属する協議団の協議を経なければならないことになり、その協議団の協議は、協議官の合議体によって第三者的立場で、慎重かつ公平に行われることになっていた。」⁽³⁸⁾

そして、「昭和 27 年 4 月の所得税法等の改正により、次のとおり改められた。①従来、税務署長を経由して国税局長あてに提出することになっていた審査の請求書は、直接国税局長に提出する。②再調査の請求後 3 か月を経過した場合において、その期間内に請求人が別段の意思表示をしない限り、再調査の請求は、自動的に審査の請求とみなされる。③青色申告書はその選択により、再調査の請求を省略して直接審査の請求ができる。」⁽³⁹⁾

協議団の運営の細目は、昭和 25 年 6 月 30 日付の「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」によって定められた（この規程で協議官の定数も定められている。）。昭和 25 年及び 27 年の税制改正により法制度としてほぼ安定したが、事務運営上の課題が生じることとなった。

「この税法改正等に伴い、納税者の審査請求手続が容易になったためか、昭和 27、28 年の審査請求件数は 1 万件台に達したが、この激増した事案を適正、迅速に処理するために、協議団として種々の施策を打ち出すことになった。

その一例として、昭和 27 年 9 月 2 日付「協議団と主管部との事務連絡に関する執行手続等について」通達により、①納税者から審査の請求書の提出があったときは、協議団において直接受理する、②協議団においては、法

定期限後にされた審査の請求は、これを「却下」とする手続をとり、請求の方式や手続に欠陥があるものは、その「補正の手続」を行い、適法に審査の請求が行われたものについては、原処分庁にその旨の通知と一件書類(申告書、再調査請求書など)の提出を要求する。としたことがあげられる。」⁽⁴⁰⁾

「昭和 27、28 年は、審査請求事案の激増した時期であり、事案の処理促進が強く要請されたのであるが、これに応じて次のような措置をとった。イ 昭和 27 年 9 月 2 日付「協議団と主管部との事務連絡に関する執行手続等について」通達において「審査請求処理促進打合会要綱」を定め、国税局長主宰の下に毎月 1 回これを開催し、その処理の促進を図ることにした。ロ 昭和 28 年 7 月には、東京、大阪、名古屋の 3 国税局に、審査請求事案の部内監査を主目的とする審理班が設置され、それは、併せて諸施策の立案、協議団と主管部との連絡等を行い、事案の多い国税局における本部長の補佐的機能をもたせることとなった。」⁽⁴¹⁾

昭和 28 年度には、既述のとおり、協議官全員の 30%におよぶ広範囲な人事異動が断行されたほか、事務処理方式についても、「昭和 28 年度協議団関係事務運営要領」としてその大綱が示されるに至り、協議団事務運営上も一つの改革期の画期といえる年であった。「本年度においては、以上のような問題点(筆者注 協議官の資質、調査のあり方、審理促進が挙げられている)に対して根本的な検討と反省を加え、協議官に対する人事の刷新、研修の徹底、事務の計画的運営、審査事案処理方式の確立等の運営方針を樹立し、これを着実に実行に移した結果、処理内容の充実を図りつつ、前年度に比して 2 倍に及ぶ審査事案を処理することができた。いわば、28 年度は、協議団事務運営上一つの改革期を画したものといえよう。」⁽⁴²⁾とある。

この時期に、審査請求事案の増大により、

事案の処理促進が課題となっているが、この点は、以後、協議団における継続的な課題となっていく。その際、特に、主管部との関係に着目した取組みが行われるのだが、主管部との関係については、「協議団の協議が行われたときは、協議団本部長は、その事案について協議事項報告書を作成し、一件書類を添付して国税局長又は国税庁長官に報告した。報告を受けた国税局長又は国税庁長官は、原則として協議団の協議どおり審査決定をすべきことになっていたので、これと異なる決定をしようとする場合は、あらかじめ協議団本部長の意見を聴くことになっていた。なお、協議団の意見が国税局の直税部又は調査査察部等いわゆる主管部の意見と異なる場合で、その意見の相違が法令の解釈等によるものであるときは、国税局から審査決定前に国税庁に上申して、その指示を受けた上、審査決定を行うこととし、法令の解釈や取扱いについて全国的に統一を図った。」とされている。⁽⁴³⁾

しかし、「本来、協議団は、国税庁長官または国税局長に提出された審査の請求について審査決定を行う場合の前提要件となる協議を行う機関であるから、協議団が単独に審査の決定を行う権限はないものであり、また主管部は、審査の請求について協議団の協議を経なければ有効または妥当な審査決定を行うことはできないものであるとはいえ、審査の決定に当たっては、法律上協議団の協議決定の内容に拘束されるものではないのである。

しかしながら、事案について行つた協議決定の相当部分が、内容不備として協議団に返戻されるということは、協議団制度が公正な第三者的審判機関としての運営を期待されて創設された趣旨にかえりみるとき、およそ、その趣旨からかけ離れた現実の姿を示しているということになる。

このような現象は、協議団内部としては研修その他の管理事務が不十分であったため、協議決定内容に不備欠陥が多かったこと、対

主管部との折衝に当って事務処理のあり方について共通の基盤を有していなかったこと等によるものであろうが、やはり基本的には、協議官にその人を得なかつたということに起因するところが大きいといえよう。

したがって、改革期における協議団事務当面の課題は、さらに人事の刷新を強力に推進することに主眼をおかなければならないということと、あわせて個々の事案について協議決定内容の充実を図らなければならないということである。」⁽⁴⁴⁾とある。

このように、協議団の協議決定が簡単に主管部に受け入れられるわけではなかったようだ。しかし、これを単に主管部が協議団の協議決定を軽んじたとみるのはおそらく一面的で、事案の審理において、二次審査という立場で、現場を掌握する主管部を上回る判断を下すには相当高度な専門性が必要であり（上述、昭和 29 年度の人事異動のところに「協議官には専門的法律知識を有するばかりでなく、事実認定について高度の判断力のある職員を配置するように努め、」「法人税事務精通者の充足を図る」とある。）、協議団がそこに至っていないと言わざるを得ない場面は多々あったように想像される。それゆえ、主務部からの返戻を主管部の責にするのではなく、協議団の事務処理や協議官の資質に改善点を見出していこうとする姿勢は、的を得ていたものと思われる。

（事案の推移）

協議団が発足した昭和 25 年度は発生件数が非常に多く、約 22 万件に及んでいた。これは、昭和 24、25 年当時に、膨大な更正・決定が行われたためである。その後、審査請求件数は、更正・決定件数の減少とともに昭和 28 年度の約 1 万 6,000 件をピークにして減少した⁽⁴⁵⁾。

しかし、審査請求件数のうち、昭和 25 年、昭和 26 年は、大層が税務部局において処理

され、協議団の事案となったのは、昭和 25 年度 3,902 件、昭和 26 年度 4,440 件であった。昭和 27 年度以降、所得税法等の改正もあり、協議団への審査請求件数は急増し、昭和 27 年度 11,514 件、昭和 28 年度 17,547 件となった。その後、昭和 29 年度 9,878 件、昭和 30 年度 7,710 件と徐々に減少していく。

審査請求事案の質的な面について、各年の状況を年を追ってみるが、審査請求が書類不備であるものの処理や、法的審理というよりも事実認定の問題が多かったことが窺われる。

（昭和 24 年度から昭和 26 年度）

「協議団の協議に付するには、まず審査事案の調査をしなければならないが、この調査は、原則として書面調査によるべきであつて、それで不十分なとき始めて実地調査をなすべきである。審査請求があつたとき、原処分庁は審査請求書に調査書および意見書を提出してくるから、これらの書類を見れば、一応当事者双方の紛争点がわかるはずであるからである。しかし、実際問題としてはこれらの書類が不完全で、多くの場合実地調査をしなければならない現状である。」⁽⁴⁶⁾

（昭和 27 年度）

「納税者も納得できない課税に対しては堂々と異議申立の方法によつて争うという傾向になつてきた」⁽⁴⁷⁾。また、事後監査に基づく内容別意見として、「（2）調査の精密度」として、協議官の協議決定は書面調査を原則としているが、ほとんど全部について一応実地調査をなし、さらに面接調査又は原処分庁について調査を嘱託する等の方法によつて収支計算をなし、又は基本を求めこれに標準率を適用しさらに裏付けとして資産増減、生計費等の調査をなす等合理的な立証方法を採用しているが、ややもすればこれらの調査が形式的に流れるきらいがある。」⁽⁴⁸⁾

（昭和 28 年度）

「本年度の処理件数は 17,160 件であつて、

前年度の約 2 倍であり、25 年度に比して約 5.7 倍に増加している。」⁽⁴⁹⁾（請求事案に関する記述なし。）

（昭和 29 年度）

「本年度における審査事案の発生状況は、従来のそれに比較して、次のような著しい特色を示している。（一）昭和 25 年に協議団制度が発足して以来逐年増加の一途を辿ってきた審査事案の発生件数が、本年度においては前年度に比較して半減したこと。（二）従来、審査事案の大部分をしめていた所得税事案が激減し、これに代って法人税事案およびその他事案が増加して発生事案の構成が変化してきているとともに、審査事案の内容が一般的に複雑となり、判定するのに困難なものが多くなっていること。」⁽⁵⁰⁾

（昭和 30 年度）

「審査請求事案の発生状況についてみるに、所得税事案の発生件数は昭和 28 年度を最高点としてその絶対数は著減して来ているが、更正決定件数ならびに再調査請求件数に対する審査請求件数の割合等の相対系数は増加しており、所得税を除くその他の事案の絶対数は逆に増加しており、また、所得税事案と同様審査請求発生割合等の相対系数も上昇している。さらにまた、審査請求事案の内容についてみるに、税務行政の改善に即応して複雑かつ困難な事案が増加する傾向にある。」⁽⁵¹⁾

このように、協議団設立当初に大量の審査事案が発生し、昭和 29 年頃には処理も収束してきた。28 年を画期として施策も安定をみることができたといえるであろう。しかし、請求事案の質については、引き続き所得税の事実認定にかかる事案は多いものの、徐々に質的に難しい事案や、法人税事案が増えている傾向が見てとれ、以後、事案処理に量から質への転換が求められるようになる。ここで期を分けて、協議団運営の次なる変遷を示していきたい。

第 2 期 協議団の確立期（昭和 31～36 年度）

昭和 30 年 10 月 3 日に、審理手続を統一定型化した「協議決定事務提要」が制定された。そして、昭和 31 年 6 月 4 日には、「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」に変えて「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程」が制定された。協議団設立以後の事務運営を総括して以後の安定した運営の基礎となるものが作られた。一方、外部からは、昭和 33 年の「税の執行に関する調査小委員会」における中間報告」という形で批判に晒されることになる。まずは、31 年、32 年の動きから見ていくことにする。

（組織と体制）

昭和 31 年 6 月 4 日「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程」が制定された。「国税庁協議団及び国税局協議団事務規程」を廃止して定めたものである。

民間出身の協議官は、行政整理後の昭和 27 年度に 117 名とされ、昭和 28 年度に 110 名とされているが、以後、国税庁事業年報書では、民間出身者の協議官の人員の推移は記述されなくなる。さらに、昭和 31 年度以降、国税庁事業年報書の記載も簡素となり総体の異動数が示されるのみとなっている。民間出身者は、昭和 44 年度で 53 名とされているので、28 年度以後、15 年程度かけて、毎年平均 4 名程度が減少していることになる。通常の異動ないし、自然退職による減少と見ていいと思われる。民間出身の協議官は、退職ないし税務部局に転出する者が出て、徐々に減少し、代わりに、税務部局出身者が補充されていったという、人員構成の変遷が窺われる。

（昭和 31 年度人事異動）

「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程」（昭和 31 年 6 月 4 日）において、協議官の定数を 338 人として、各国税局協議団に、協議官のうち 21 人の主任協議官を設けた。

税務 9 級以上の協議官をみると、38 名が異動し、辞職が 2 名で残る 36 名について、局課長転出 7 名、署長転出 5 名、局署への転出が 4 名等となっている。一方、協議官への転入は 20 名で局課長から 1 名、署長から 17 名であった。⁽⁵²⁾

(昭和 32 年度人事異動)

旧税務 9 級以上の協議官をみると、15 名が異動し、辞職が 1 名で残る 14 名について、署長転出 4 名となっている。一方、協議官への転入は 7 名で署長から 3 名であった。⁽⁵³⁾

表 4 協議官関係の各年度の人事異動の概要 (昭和 31 年度～昭和 32 年度)

異動日	協議団 定数	官職	定数	転出	主な転出先	転入	主な転入元
31 年 7 月 5 日	337	協議団本部 長支部長	54	28	協議官 1 本支部長主任 1 署長 14 辞職 5	44	協議官 20 本支部長主任 1 署長 16
		協議官(税 9 級以上)		38	協議官 0 本支部長主任 20 署長 5 辞職 2	20	協議官 0 本支部長主任 1 署長 17
		(税務 9 級 62)					
32 年 6 月 3 日	336	協議団本部 長支部長	52	36	協議官 0 本支部長主任 3 署長 19 辞職 12	40	協議官 7 本支部長主任 3 署長 22
		協議官(旧税 9 級以上)		15	協議官 2 本支部長主任 7 署長 4 辞職 1	7	協議官 2 本支部長主任 0 署長 3
		(税務 9 級 63)					

(注) 転入・転出に関する計数は各年度の国税庁事業年報書の計表をもとに作成。協議団定数は予算書の関係官職数から計算し(分掌規程の数値と一致していない)、協議官の定数は予算書における標記格付けの定数を示す(官職数ではない)。表 5、表 7 も同じ。

(事務運営)

「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程」(昭和 31 年 6 月 4 日)に先立ち、昭和 30 年 10 月 3 日に「協議決定事務提要」が制定された。これは、審理手続を統一定型化したもので、協議団の歴史において極めて画期的な通達であった。これらの規程の整備により、従前の諸規程が一斉に廃止された(「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程等の制定に伴う諸通達の廃止について」⁽⁵⁴⁾)。

「協議決定事務提要」に先立って、以下の 2 つの通達が発遣されており、これらを吸収する形で「協議決定事務提要」が制定された。

イ 昭和 30 年 4 月 13 日付「協議団の協議

に付すべき審査請求事案の基準について」通達により、従来所得税法等に規定された付議事項以外は、原則として協議を行わないこととしていたのを、今後は、審査請求事案はすべて協議団の協議を経て審査の決定を行うこととした。これにより、協議団において、審査請求書の收受から審査決定通知書の起案までを一貫して処理することになった。

ロ 昭和 30 年 9 月 22 日付「協議団において行う審査決定事務の取扱いについて」通達により、従来、審査の請求に対する審査決定事務は、大蔵省組織令等の規定により、その主管部で行うことになって

いたが、審査決定事務のうち主管部における審理を除くその他の事務は、協議団において行うことになった。

ハ 昭和 30 年 10 月 3 日付「協議決定事務提要」通達により、「審査請求事案の收受、配布の手続、事案の審査請求事項、審査請求者、審査請求期間、審査請求方式および補正手続等についての形式的な審理の方法、また、審査請求事案の本案の審理いわゆる実質的審理について、協議官の調査の範囲、方法、手続、資料の収集および所得金額のは握（ママ）方法ならびに合議の方法によつてなされる協議決定についての協議の方法、協議の成立、協議決定の処理区分、協議決定の基準および協議事項報告書の作成等についての定型的な処理手続を定めたものである。いわば従来の税務争訟手続についての理論と実際面のすべてが組織的に集大成され、ここにはじめて協議団事務について統一的な軌道が敷かれたのである。」⁽⁵⁵⁾

また、「協議決定事務提要」の制定後も、協議官の行う事務のうち協議決定事務を除くその他の事務、特に事務の進行管理方式等を樹立することが残されていたことから、これらについて順次規程整備を進めていった。

イ 「昭和 31 年 6 月 4 日「国税庁協議団及び国税局協議団事務分掌規程」を制定し、各国税局協議団に一定数の主任協議官を設け、この下に一定数以上の協議官を配置し、組織的な管理体制を確立することにより、事務の進行管理を明確にした。」⁽⁵⁶⁾

ロ 審査請求事案の管理方式、すなわち、審査請求事案の配布、協議官の事務処理実績の検討と処理経過のは握（ママ）、特殊審査事案についての合議体の構成、協議団令第 4 条の合議による協議前の事案の審理の方法、協議決定報告の本部長等の審理の方法、部内および主管部からの

返れい事案の管理の方法、主管部および原処分庁との連絡等々についての協議団固有の事務管理の方法について、昭和 32 年度に成案を得た。⁽⁵⁷⁾

特に、主管部との関係については、処理促進の観点から、主管部と協議団との意見調整の期間短縮が、毎年度の課題となっている。

主管部との意見調整については、「主として「審査請求処理促進打合せ要綱」により処理の促進を図ってきたが、更に昭和 31 年度の事務運営要綱で、審査請求処理促進打合会に付議する前に主管部との打合会を開催し、双方の意見を調整して、できるだけこの段階で解決を図ることとした。」⁽⁵⁸⁾「協議報告後長期にわたつて審査決定の終わらない事案については、「審査事案処理促進打合会」に付議する前に主管部および調査査察部の幹部ならびに主管部審査事務担当者との打合会を開いて意見の交換を行い、できるだけこの段階において解決し、処理の促進をはかる。」⁽⁵⁹⁾

「従来の「審査請求処理促進打合会」に代えて「審査事務打合会」を各国税局に設置し、国税局総務部が主管して総合調整の立場から処理を促進する体制を整える」⁽⁶⁰⁾

主任協議官制度の運営における中心事項として「原処分庁との連絡、主管部との意見調整等の「処理促進事務」」⁽⁶¹⁾とされている。

（事案の推移）

審査請求件数は、昭和 28 年度の約 1 万 6,000 件をピークにして減少し、昭和 34 年度には約 4,000 件となった。

審査請求事案の内容についてみると、複雑困難化している様子が窺える。

（昭和 31 年度）

「本年度においては、年々増加の一途をたどつてきた法人税事案が初めて前年度より減少したこと、前年度までは所得税事案件数が法人税のそれより多かつたが、初めてこの関係が逆になつたこと、所得税、法人税を除く

その他の事案が漸増していること等が特徴としてあげられる。(中略)なお、発生事案の内容については、納税者の知識向上に伴い、複雑かつ困難なものが増加する傾向にあるため、処理も著しく長期間を要する傾向となつている。」⁽⁶²⁾

(昭和 32 年度)

「発生状況についてみると、所得税事案は本年度も減少を続けたが、法人税事案は再び増加に転じ、その他の事案は連年増加していたのであるが、本年度初めて減少をみた。」⁽⁶³⁾

「税の執行に関する調査小委員会」における中間報告

協議団について、「たまたま、外部からはっきりした形で協議団が批判されるに至ったのが、衆議院大蔵委員会の「税の執行に関する調査小委員会」における中間報告においてであった。この小委員会は、昭和 32 年 11 月 7 日、衆議院大蔵委員会の中に設置され、主として査察制度及び協議団制度に重点を置いて調査を行い、その結果を昭和 33 年 3 月 13 日の大蔵委員会で中間報告を行ったが、その中で、協議団制度については次のように述べるとともに、協議団制度についての PR を徹底せしめるよう努力すべきである旨要望している。

同小委員会は、「この制度に対する一般納税者の主な批判は次のようなものであります。①協議団は救済機関というが、国税局長の下部機構であるから、主管部（直税部、徴収部等）から強い反論があるときは勢いそれに押されて、当初の判断と異なる審査決定が行われることが多い。②協議団に持ち込んでも、審理が相当長期にわたり、その間納税者は不安定の状態に置かれ、利子税等の累積に悩まされている。③協議官の人事は、税務職員のうち捨て山的な観があるので、沈滞している。以上の観点からも、本制度については、いまだ不当に取り扱われている数多い納税者救済

のために、強化拡充することについては意見が一致しております。」と報告している。」⁽⁶⁴⁾

ここまでの、組織及び体制、事務運営の変遷を見れば、こうした指摘については、協議団でも問題意識を共有しており、取組みが進められてきているものといつてよいであろう。よって、国税庁は、「この中間報告を受けて、その後における協議団の強化策等について検討を重ね、昭和 33 年 7 月 3 日、同大蔵委員会において中間報告に対する見解を表明するとともに、その検討結果に基づいて逐次その改善を図って」⁽⁶⁵⁾いった。

「税の執行に関する調査小委員会の中間報告」について（昭和 33 年 7 月 3 日）

三 協議団制度について、

協議団は、昭和 25 年 7 月納税者の権利、利益を保障するため設置された機関であります。が、じ来公正な第三者的立場に立つて 6 万 5 千件の審査請求事案を処理してまいりましたが、その処理内容は別表四のとおりでありまして、納税者の主張の全部又は一部を認めた件数も相当数に達しておりますので、この点からみましてもおおむね所期の目的を果たしているように考えている次第であります。

次に御指摘の点について申し述べます。

- 1 「主管部から強い反論があるときは、勢いそれに押されて、当初の判断と異なる審査決定が行われる場合が多い」との点につきましては、協議団は、上述のような納税者の権利、利益を保障するという制度創設の趣旨にかんがみまして、長官通達におきましても、審査決定は原則として協議官の協議決定どおりこれを行うこと、協議決定どおり審査決定を行い難い特別の理由があるときは国税局長は協議団本部長の意見を聞くべきことおよび協議決定と異なる審査決定を行おうとするときは、当分の間、国税庁長官に上申すべきことを定めておりま

すが、ご指摘の次第もありましたので、更に本年4月の全国国税局長会議においても、この趣旨の徹底を図るように要請したところであります。当庁といたしましては、今後ともこのような考え方で協議団が本来の機能を発揮するよう配慮してまいり所存であります。

- 2 「協議団に持ちこんでも審理が相当長期にわたる」との点につきましては、審査請求事案の大部分が、事実の認定、法令通達の解釈適用等に幾多の疑問のあるものでありますから、真実を追求し、当該事案の本来あるべき姿を解明するためには、原処分庁の調査期間に比べて審理に相当長期間を要することはやむを得ないのでありますが、協議団としてはその間納税者を不安定の状態におき、利子税もかさむこととなるので、事務の能率化を図る等極力ご趣旨にそうよう努力いたしているのであります。最近の審理状況についてみましても、その大半は6か月以内に協議決定が完了しているのであり、また協議決定後審査決定までの期間についても、大部分のものが3か月以内となつていたのであります。

もつとも、内容の複雑な事案になりますと解決に相当長期間を要するものもありますので、このような事案につきましては審理促進のために特別の計画をたてるとともに、審査事案打合せ等をひん繁に開催する等の措置を講じまして極力御趣旨にそうよう努力いたしたいと考えております。

- 3 「協議官の人事が沈滞している」との点につきましては、協議団制度創設当初においては、部内の認識も薄く、したがって協議官人事については必ずしも満足すべき状態にあつたとはいえないかも知れませんが、近年は税務第一線との交流も活発に行つて人事の刷新に努め、かつ、審査事案検討会、職場研修を通じて、協議官の知識、教養を高めることに配意し、昭和31年6月には

主任協議官制度を設けて待遇の改善を図る等の措置を講じたのであります。

本年度の定期人事異動に際しても、中間報告の御趣旨にそうよう、人事の刷新に配意した次第であります。

以上ご指摘の点につきまして当庁の見解を申し述べた次第ですが、中間報告の御趣旨にかんがみまして、協議団および苦情相談所の機構の拡充強化につき再検討を行うとともに、この制度のPRについても、審査決定実例集の公表、巡回苦情相談の実施等の方法により、更に徹底させるよう努力いたす考えであります。」⁽⁶⁶⁾

「「税の執行に関する調査小委員会」は第28回国会の終了とともに閉会し、同小委員会からの報告は中間報告のみに止まつたが、その後第30回国会以降においても衆議院大蔵委員会に「税制並びに税の執行に関する小委員会」が設置された。」⁽⁶⁷⁾。ただし、「税制並びに税の執行に関する小委員会」では、協議団については採り上げられていない。

「税の執行に関する調査小委員会」での指摘は、かねてより協議団が自ら持つ問題意識と共通するところがあり、既に変革が進められているところであつた。中間報告もその旨で記されており、同小委員会の指摘は、協議団運営改革を後押しするものであつたといえる。

(以後の取組み)

組織及び体制については、国税組織人事のなかで人材を確保する形の協議官人事は安定的に続けられた。

表5 協議官関係の各年度の人事異動（指定官職級）の概要（昭和33年度～昭和36年度）

異動日	協議団 定数	官職	定数	転出	主な転出先	転入	主な転入元
33年 6月3日	337	協議団本部長 支部長	52	36	協議官0 本支部長主任4 署長17 辞職・死亡8	35	協議官4 本支部長主任4 署長19
		協議官（旧税 9級以上） （税務2等級 以上（注）	13	16	協議官2 本支部長主任4 署長6 辞職2	9	協議官2 本支部長主任0 署長6
34年 7月16日	337	協議団本部長 支部長	52	23	協議官1 本支部長主任1 署長10 辞職6	25	協議官4 本支部長主任1 署長11
		協議官 （税務2等級 以上	13	10	協議官0 本支部長主任4 署長5 辞職0	7	協議官0 本支部長主任1 署長5
35年 7月11日	337	協議団本部長 支部長	52	52	協議官1 本支部長主任6 署長16 辞職14	45	協議官2 本支部長主任6 署長18
		協議官 （税務2等級 以上	13	7	協議官0 本支部長主任2 署長3 辞職2	8	協議官0 本支部長主任1 署長4
36年 7月15日	337	協議団本部長 支部長	52	48	協議官1 本支部長主任8 署長11 辞職13	43	協議官2 本支部長主任8 署長15
		協議官 （税務2等級 以上	13	12	協議官0 本支部長主任2 署長4 辞職・死亡4	9	協議官0 本支部長主任1 署長4

（注）給与法改正により、昭和33年度より、税務職が9級制から8等級制に変更になった。

事務運営面では、昭和35年2月に、「協議決定事務提要」が改正され、事案の配布、合議体の構成、協議決定報告に対する本部長等の審理方式等を明確にした。

特に、主管部との関係では、以下のように、昭和33年以降も、継続して改善を図っていった。

協議団制度の運営改善として、国税庁事業

年報書（昭和33年度）では、「（一）主管部の審理期間を短縮すること。（原則として1か月以内に審理を終了することとし、1か月をこえてなお審理が終了しないときは、国税局長主催の下に審査事務打合会を開催して処理の促進を図ること。）、（二）協議団における審理期間をできるだけ圧縮すること。（三）原則として、協議団の議決どおり審査決定を行う

こと。」⁽⁶⁸⁾とある。

国税庁事業年報書（昭和 34 年度）では、「(一)主任協議官による事案の管理を徹底させ、審査事務の適正を図りつつ、その処理促進に務めること。(二)協議団に審理班を設け、審査請求事案についての審理の深度を強め、その適正を確保するとともに、主管部の審理を省略するものについては、特に慎重にこれを行うこと。(三) 主管部との連絡を緊密にするとともに、審査事務打合せについては、その運営を改善し一層の活用に努め、必要に応じ関係部課との個別打合せを、随時弾力的に開催すること。」⁽⁶⁹⁾とある。

国税庁事業年報書（昭和 35 年度）には、審査事務運営の改善として「協議決定事案の審理については、従来の運営方法の一部を改正し、審理省略事案の範囲を改善する」⁽⁷⁰⁾とある。

さらに、事案の個別検討の実施として「国税局において収受した審査請求事案のうち、法令、通達等の解釈上に疑義があるものについての審理促進に資するため、特に庁主管部も参加して、これらの事案の個別検討を主とした会議を開催した。」とあり、この会は、「個別検討会」として、各年開かれることになる（国税庁事業年報書（昭和 37 年度以降は「国税庁事務年報」）には昭和 41 年度まで記述がある。）⁽⁷¹⁾。

また、この時期の特記すべきこととして、「協議団（中略）の運営については、「まだ一般的にその認識が深いとはいえないので、この制度の周知徹底を図るため、協議団において処理した事案を集録した審査決定実例集を毎年発行し、広く一般に頒布することとし、本年度（筆者注：昭和 34 年度）においてはその第一集を刊行した。」⁽⁷²⁾とある。

最後に、事案の推移は、以下のとおりであるが、これを見ても、この時期の協議団の運営は安定的に推移していたことが察せられる。（昭和 33 年度）

「発生状況についてみると、所得税事案が引き続き減少(198 件)しているが、一方法人税事案が増加(197 件)しているので、この両者合計では前年とほとんど同様であり、その他事案がやや増加(132 件)しているが、そのおもなものは贈与税事案および徴収関係事案である。」⁽⁷³⁾

なお、同年の国税庁事業年報書の別の箇所以下に以下の記述があり、この頃は、戦後の混乱期を経て、税務行政が安定期に入っていた時期であったことが窺える。

「税務行政の正常化と社会経済秩序の安定化に伴い、税務に対する妨害事例は年々減少し、本年度中において発生した件数は 76 件にすぎず、前年度の 117 件と比べ更に減少している。その内容をみると、各種団体等の所得税の確定申告時における抗議陳情がおもであつて、特に悪質な事例はみられなかった。」⁽⁷⁴⁾

（昭和 34 年度）

「審査請求事案の発生状況は、一般に税務署における調査の徹底および経済界の好況等を反映し相当減少した。すなわち前年度対比でみると所得税事案については、24%（447 件）法人税事案については 29%（763 件）その他事案については 1%（7 件）それぞれ減少している。」⁽⁷⁵⁾

（昭和 35 年度）

「審査請求の発生件数は、4,219 件であつて、総数においてはほとんど前年度と変わらなかった。しかし、その内訳を前年度と対比してみると、所得税事案 3.1%(46 件)、法人税事案 0.1%（2 件）と若干減少して、逆にその他事案が 7%(60 件)と増加した。」⁽⁷⁶⁾

（昭和 36 年度）

「審査請求の発生件数は、4,340 件であつて、前年度に比較して増加した。その内訳は、所得税事案が 15.0%(211 件)と大きく増加したが、法人税事案 0.9%（18 件）、その他事案 7.9%(72 件)といずれも若干減少した。」⁽⁷⁷⁾

第3期 協議団の展開期（昭和 37～44 年度）

（事案の推移）

この時期は、国税通則法の制定を反映した事務運営が進められるが、昭和 42 年頃から

は国税不服審判所創設に向けた法改正の議論が始まっており、事務運営の動きは比較的平穩である。むしろ、この時期の特色は、審査件数の大幅な増減が挙げられるので、事案の推移から見ていく。

表6 審査件数の推移（昭和 36 年度～昭和 45 年度）

	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
請求	4,340	5,349	7,791	9,976 (9,583)	10,223 (9,366)	11,863	12,460	10,864	7,762	4,866
処理	4,528	4,522	6,888	9,671 (9,104)	9,662 (9,437)	9,268	10,399	13,153	10,255	5,231

（注）各年度の、請求・処理件数は、昭和 40 年度までは、「議決処理状況表」における件数、昭和 41 年度以降は、「決定・裁決状況表」における件数。41 年度以降の「議決処理状況表」による計数は作成されていない。「決定・裁決状況表」による計数は昭和 39 年度から作成されていて、39、40 年度の括弧書きは「決定・裁決状況表」における件数を示す。国税庁事務年報において確認できる最も新しい計数を用いている。

審査請求件数は、「昭和 37 年度からは再び増加傾向を示し、昭和 42 年度には約 1 万 2,000 件に達した。これは、昭和 37 年の行政不服審査法の制定により、処分庁が処分を行う場合には不服申立てができる旨等を教示する制度が設けられたこと、及び納税者の権利意識が漸次高まってきたこと等によるものと思われる。」⁽⁷⁸⁾

事案の増加も顕著なものがあるが、合わせて処理件数の向上も顕著なものといえるだろう。この時期に、最大年間 1 万 3 千件程度を処理できた。処理件数が 1 万件を超えたのは、昭和 28 年度の 17,160 件、昭和 29 年度の 12,197 件という実績がある。

以下、参考までに、審査請求の状況について、各年の国税庁事務年報の記述を付しておく。納税者の権利意識の高まりとともに、経済活動の活発化・複雑化といったことによるところが窺える。

（昭和 37 年度）

「審査請求事案の発生件数は、5,349 件であつて、前年度に比較して 23% と相当増加した。この原因は、行政不服審査法が施行され教示の制度が実施されたこと、および青色申

告法人について選択により直接審査請求が認められたこと等が考えられる。」⁽⁷⁹⁾

（昭和 38 年度）

「審査請求事案の発生件数は、7,792 件であつて、前年度に比較して 146% と大幅に増加した。税目別増加割合は、所得税事案が 61%（1,158 件）、法人税事案が 17%（442 件）およびその他事案が 97%（843 件）となつており、所得税事案ならびにその他事案の大幅な増加が、注目される。この原因については、大都市を中心とする最近の土地ブームを指摘することができる。また、所得税事案およびその他事案のうち譲渡所得および贈与税等の対象となる土地の評価に関する事案が相当のウエイトを占めていることも最近の特色といえる。」⁽⁸⁰⁾

（昭和 39 年度）

「本年度は 36 年度に比べて 2 倍強に達している。税目別には、所得税事案が 36%（1,101 件）増、その他事案が 78%（1,344 件）増と伸びがきわめて大きく、逆に法人税事案については 9%（261 件）の減少となった。これらの原因についてみると、所得税では、昨年度に引き続き譲渡所得関係の事案が

増えていることと、民商関係事案が急増したためである。その他事案の増加は、もっぱら労音関係事案⁽⁸¹⁾の発生によるものである。他方法人税事案の減少は、前段階である異議申立が減少したことにより、その影響を受けたものと見られる。」⁽⁸²⁾

(昭和 40 年度)

「昭和 40 年度における発生件数は、1 万 223 件であって前年度に比較して 102%と微増にとどまった。この発生件数は、37 年度以降急激に増加して 39 年度には 3 年前と比べて 2 倍強に達しているが、40 年度では一応その増加傾向が頭打ちして、高水準のまま横ばいに転じたものと見られる。税目別には、所得税事案が 3,931 件で前年度比 95%、法人税事案が 3,113 件で 113%、その他が 3,179 件で 102%となっている。所得税事案の減少は、昨年度まで増加の要因であった譲渡所得の事案や、いわゆる特殊団体事案が、その増勢をとどめたためであると見られる。法人税事案は、ほぼ全国的にふえているが、最近の事案で争点となるところは、事業用資産の買換え、借地権課税、費途不明の交際費、修繕費と資本的支出、海外渡航費等である。その他事案では、労音関係事案の発生が一応頭打ちとなり、これにかわって経済的不況等を反映して滞納処分に関する不服申立事案が増加している。」⁽⁸³⁾

(昭和 41 年度)

「昭和 41 年度における発生件数は、1 万 1,863 件で、前年度 (9,366 件) に比較して 127%と著しく増加した。この発生件数は、37 年度以降急激に増加したのであるが、40 年度には 39 年度に比べて若干減少した。しかし、41 年度には再び増勢に転じ 37 年度 (5,277 件) と比較すると約 2.3 倍になった。この発生を税目別にみると、所得税事案が 5,842 件で前年度比 150%、法人税事案が 3,263 件で 106 %、その他が 2,758 件で 116%となっている。なお、この増加要因をみると、

所得税事案については、東京、大阪、名古屋国税局管内における民商関係事案の増加および大都市周辺における資産の譲渡、居住用または事業用資産の買換えにかかる租税特別措置法の特例に関するもの、ならびに貸倒れ、保証債務の弁済、青色申告承認の取消処分等が争点となっているものが増えたことによるものである。法人税事案については、事業用資産の買換え、役員報酬の否認、費途不明の交際費、貸倒損の当否および海外渡航費等である。その他事案では、相続税贈与税事案の財産評価および贈与の事実認定に関するもの、ならびに入場税 (労音関係) 事案の増加によるものである。」⁽⁸⁴⁾

(昭和 42 年度)

「昭和 42 年度における審査事案の発生件数は、1 万 2,460 件で、前年度 (11,863 件) に比較して、5%増加している。審査事案の発生件数は、36 年度までは約 4,000 件前後であったが、37 年度を境に急激な増勢を示した。40 年度には 39 年度に比し若干減少したものの、41 年度以降再び増加傾向を示してきた。この発生を税目別にみると、所得税事案が 5,514 件で前年対比 94%、法人税事案は、4,116 件で前年対比 126%、その他の事案が 2,830 件で前年対比 103%となっている。法人税事案がほぼ全国的に増加しているにもかかわらず、所得税事案が減少したのは、主として譲渡所得関係事案や、いわゆる「特殊団体事案」が、減少したことによるものである。また、その他事案が微増にとどまったのは、徴収関係事案が前年度比 123%と増加したのに対し、贈与税事案が前年対比 84%、物品税事案が前年対比 34%と大幅に減少したためである。」⁽⁸⁵⁾

(昭和 43 年度)

「昭和 43 年度における審査請求事案の発生件数 (新規発生およびみなす審査の件数) は、1 万 864 件で前年度 (1 万 2,460 件) に比較して 87%に減少した。これを税目別にみ

ると、従来から審査請求事案総数中大きな構成割合を占めてきた申告所得税事案が、前年対比 79%と減少したほか、入場税事案が、前年対比 76%と減少した。また、相続税及び贈与税の事案もそれぞれ前年対比 65%と大きく減少した。なお、徴収関係事案は前年対比 113%で前年度に引き続き増加し、法人税事案は、100%と横ばいである。」⁽⁸⁶⁾

(昭和 44 年度)

「昭和 44 年度における審査請求事案の発生件数（新規発生およびみなす審査の件数）は、7,762 件で前年度（1 万 864 件）に比較して 71%と大幅に減少した。このように審査請求事案が減少したのは、原処分庁における更正決定等の処分の減少（修正申告の増加）および異議処理の充実に伴うものと考えられる。なお、事案の発生状況を税目別にみると、従来から発生件数の多い所得税事案が、3,316 件で前年度対比 76%、法人税事案は 2,836 件で同 67%と減少したほか、入場税事案(527 件前年度比 57%)、徴収関係事案(328 件同 71%)も減少した。また、前年度に大幅に減少した贈与税事案は 212 件、同 71%と引き続き減少したのに対し、相続税事案の方は 271 件、同 114%と増加した。」⁽⁸⁷⁾

(昭和 45 年度)

「昭和 45 年度における審査請求事案の発生件数は 4,866 件（協議団分を含む。以下計数については同様とする。）で、前年度（7,762 件）に比較して 64%と大幅に減少した。このように審査請求事案が減少したのは、税務署等における更正・決定件数が減少し、さらに原処分、異議審理の内容がより慎重となったため、更正・決定に対する異議申立ての発生率、ややおくれで異議決定に対する審査請求の発生率がともに減少してきた傾向が、審判所発足によってさらに拍車がかけられたためと思われる。」⁽⁸⁸⁾

（国税徴収法の全面改正及び国税通則法の制定）

既述のとおり、昭和 37 年の「審査請求事案の発生件数は、5,349 件であつて、前年度に比較して 23%と相当増加した。この原因は、行政不服審査法が施行され教示の制度が実施されたこと、および青色申告法人について選択により直接審査請求が認められたこと等が考えられる。」⁽⁸⁹⁾とされている。ここで、国税通則法の制定から見てみる。

昭和 37 年の国税通則法の制定に先立ち、「昭和 34 年の国税徴収法の全面改正により、従来は審査の請求事案はすべて協議団において協議することと通達で定められていたものが、法律上明文化されるとともに、滞納処分手続の安定を図り、利害関係人に不測の損害を与えないようにするため、不服申立期間の特例を定め、先の段階の処分の不服申立ては次の段階の処分がなされるまでにすべきものとされた。（中略）昭和 34 年 5 月税制調査会に「税制を体系的に改善するための方策」が諮問され、昭和 36 年 7 月同調査会は、納税義務の成立・確定、国税の納付・徴収等の通則に関して国税通則法が制定されるべきであると答申（税制調査会第二次答申）し、その中には争訟制度の改正も含まれていた。」⁽⁹⁰⁾

「昭和 37 年 4 月に国税通則法（法 66 号）が、続いて同年 5 月に行政事件訴訟法（法 139 号）が、さらに、同年 9 月に行政不服審査法（法 160 号）がそれぞれ制定公布され、いずれも 10 月 1 日から施行された。その結果は、次のとおりである。

- ①従来、審査請求のできる事項が所得税法等に規定されていたのを削除し、国税通則法によって不服申立てを行うことができる。
- ②不服申立ての種類が、原処分庁に対する異議申立てとその直近上級行政庁に対する審査請求及び特定の場合に認められる再審査請求に統一された。

- ③不服申立て事項の範囲が拡張されて、事実行為と不作為に対する不服申立てができるようになった。
- ④不服申立ての審理手続、裁決の方式、効力などの規定が整備された。
- ⑤不服申立人に滞納処分の執行停止の申立権が認められた。
- ⑥不服申立てをすべき行政庁、不服申立期間の教示の制度が設けられた。

また、前述のように協議団設置当初においては、所得税法等に「協議団の協議を経なければならない。」と規定されていたのが、国税通則法では、国税局長又は国税庁長官は、「協

議団の議決に基づいてこれをしなければならない。」と規定され、協議団の協議の結果を従前にもまして尊重することになった。」⁽⁹¹⁾

なお、このときに、「再調査の請求」は「異議申立て」という名称に改められ、「審査の請求」は「審査請求」という名称に改められた。また、青色申告法人について、選択により直接審査請求が認められた。

(この時期の取組み)

組織及び体制については、この時期も協議官人事は安定的に行われている。

表7 協議官関係の各年度の人事異動（指定官職級）の概要（昭和37年度～昭和44年度）

異動日	協議団定数	官職	定数	転出	主な転出先	転入	主な転入元
37年 7月10日	337	協議団本部長 支部長	52	46	協議官1 本支部長主任7 署長13 辞職・死亡12	44	協議官4 本支部長主任7 署長16
		協議官 (税務2等級 以上)	13	10	協議官0 本支部長主任4 署長1 辞職3	5	協議官0 本支部長主任1 署長2
38年 7月1日	350	協議団本部長 支部長	52	43	協議官0 本支部長主任4 署長9 辞職・死亡21	42	協議官1 本支部長主任4 署長18
		協議官 (税務2等級 以上)	15	4	協議官0 本支部長主任1 署長1 辞職1	2	協議官0 本支部長主任0 署長2
39年 7月1日	350	協議団本部長 支部長	52	32	協議官1 本支部長主任1 署長14 辞職9	33	協議官1 本支部長主任1 署長9
		協議官 (税務2等級 以上)	15	6	協議官0 本支部長主任1 署長1 辞職4	6	協議官0 本支部長主任1 署長3
40年(注)	350	協議団本部長 支部長	48	37	協議官1 本支部長主任1 署長12 辞職・死亡13	36	協議官0 本支部長主任1 署長9

		協議官 (税務 2 等級 以上	17)	2	協議官 0 本支部長主任 0 署長 1 辞職 0	2	協議官 0 本支部長主任 1 署長 1
41 年	360	協議団本部長 支部長	48	37	協議官 0 本支部長主任 1 署長 14 辞職 11	41	協議官 2 本支部長主任 1 署長 12
		協議官 (税務 2 等級 以上	18)	2	協議官 0 本支部長主任 2 署長 0 辞職 0	2	協議官 0 本支部長主任 0 署長 1
42 年	370	協議団本部長 支部長	48	34	協議官 2 本支部長主任 0 署長 15 辞職 5	34	協議官 2 本支部長主任 0 署長 8
		協議官 (税務 2 等級 以上	31)	7	協議官 0 本支部長主任 2 署長 3 辞職 2	8	協議官 0 本支部長主任 2 署長 5
43 年	374	協議団本部長 支部長	48	35	協議官 1 本支部長主任 0 署長 18 辞職 9	35	協議官 3 本支部長主任 0 署長 6
		協議官 (税務 2 等級 以上	32)	7	協議官 0 本支部長主任 3 署長 2 辞職 1	5	協議官 0 本支部長主任 1 署長 1
44 年	374	協議団本部長 支部長	48	38	協議官 0 本支部長主任 0 署長 16 辞職・死亡 11	37	協議官 1 本支部長主任 0 署長 18
		協議官 (税務 2 等級 以上	32)	5	協議官 0 本支部長主任 1 署長 2 辞職 0	7	協議官 0 本支部長主任 0 署長 2

(注) 40 年以降は、国税庁事務年報に異動日の記述がない。

(事務運営)

事務運営については、昭和 37 年に国税通則法及び行政不服審査法が制定されたことにより、従来の「協議決定事務提要」を全面的に改正する必要が生じたので、昭和 41 年 6 月「議決事務提要」を作成した。

既述のとおり、事案処理の促進として、昭

和 33 年より、「原則として、協議団の議決に沿うように」となり、審理省略範囲を見直しつつ、協議団の議決に沿った審査決定がなされる方向づけがなされてきているが、この時期はこれを一層推し進めることとなった。

事務計画および処理状況報告の改善として、「事案についての最終処理すなわち審査決定

の完了までを織り込んだ事務計画を策定するように改め、事案処理の促進を図るとともに、これに応じて、処理実績の報告についても、協議決定のほか、審査決定の事績をも明らかにするよう事務提要の一部を改正し、報告様式を改めた。」⁽⁹²⁾

「昭和 39 年 6 月には、協議団の議決を尊重するとともに、能率的で深度ある審理を行うようにするため、重要事案に限り主管部が審理することとする審理省略基準を定めて通達した。」⁽⁹³⁾、「従来協議団の議決を終えた事案については、国税局長の裁決前に主管部で審理するのがたてまえであったが、処理促進の見地から全事案の 50%程度以上について、主管部審理を省略することとした。なお、この措置は、昭和 40 年 1 月から実施された。」⁽⁹⁴⁾、「昭和 40 年 1 月から始めた直税関係不服申立事案の主管部審理の新方式（要主管部審理事案について、主管部と協議団の検討会方式によるもの）については、おおむね軌道にのせることができた。なお、主管部審理の省略をさらにおし進めた。」⁽⁹⁵⁾

昭和 43 年度からは、国税不服審判所を設置する国税通則法改正法案が提案されたことから、「協議団の国税不服審判所への移行が予想されたので訴訟関連事案および法令または通達の解釈を争うものなど、税務執行に重大な影響を与える事案を除き、極力主管部審理を簡略にする措置を講じた。」⁽⁹⁶⁾「事案の処理方針および方式においては、長期未済事案の優先的処理に努めるとともに、いわゆる主管部審理をできる限り縮小（ママ）した。」⁽⁹⁷⁾

この頃の国税庁事務年報において、主管部審理省略割合が示されており、推移は以下のとおりである。

表 8 各年度の主管部審理省略割合

年度	39	40	41	42	43	44
省略割合 (%)	42	53	52	51	55	60

主管部審理省略は、事案処理の促進のためとあるが、国税通則法により、裁決が「協議団の議決に基づく」ことが法定化されたことも、審理省略範囲を拡大する理由となったものと考えられる。既述したとおり、昭和 29 年度の改革期における協議団事務当面の課題として「(さらに人事の刷新を強力に推進することに主眼をおかなければならないということと、あわせて) 個々の事案について協議決定内容の充実を図らなければならないということ」があったが、これについても相当程度向上が図られたことも背景にあるだろう。

併せて、処理能力の向上も顕著なものである。事案処理は、事案の質によるので数だけでは語れないが、最大年間 1 万 3 千件程度の処理能力を発揮できた。処理件数が 1 万件を超えたのは、昭和 28 年度の 17,160 件、昭和 29 年度の 12,197 という実績はある。当時は、こうした大量処理の必要に迫られ、諸々の改革を行い、それが以後の協議団運営の基礎となった。

この時期、主管部審理省略といった運営上の措置とともに、定員の増加のほか（昭和 38 年度から昭和 43 年度にかけて、協議官定員（庁局合計）337 名を 374 名に 37 名増員した）、臨時的に、直税系統職員の応援（昭和 38,39 年度に、各年 3,4 月から 6 月末の間）、税務大学校本科生卒業生の配属（昭和 43 年度 48 名、44 年度 129 名）といった施策が講じられている。しかし、基本的には、協議団の 15 年の経験により築かれた運営の基礎があり、これにより事案の急増にも応えられることが検証された、そして、これが、国税不服審判所の運営の基礎になったといえるのではなかろうか。

最後に

協議団については、累次改善が図られてきたものの、第三者性又は独立性を高めるべきという点についての議論は絶えることがなく、

特に、昭和 42、43 年頃から、社会経済情勢の変化とともに、協議団に代わるべき新しい異議審理機構について検討が行われ、昭和 45 年 5 月 1 日に、国税不服審判所（以下「審判所」とする場合は、国税不服審判所の意味。）が発足し、協議団は役目を終えた。

協議団発足当時、国税組織自体が戦後間もなく未成熟であったが、そのなかでは経験者と民間人を集めた組織内の専門家集団として設けられた。当初は、局からの協議案の返戻について、事務運営の不備と能力不足として受け入れざるを得ない面もあったろう。しかし、20 年の間に、事務処理手順を整備する（事務提要として文書化）とともに、処理促進のためとしつつも、審理省略範囲の拡大を通じ独自判断を行うようになっていった。人材が国税組織全体の人事のなかで確保されることで「専門性」は向上し、審理省略可能の基礎ともなったが、これが第三者性についての批判の元にもなったかもしれない。協議団で積み重ねられた事務運営を基礎として、法曹人材を受け入れる形で第三者性と専門性を付与させることで、国税不服審判所が生まれた。

ここで、審査請求の結果をみると、「審査の請求により納税者の主張が通り原処分全部又は一部が取り消された件数の割合をみると、昭和 29 年度以降おおむね 50%前後の水準を保ってきたが、昭和 39 年度からは低下の傾向をみせ、昭和 42 年度には 38%まで低下した。しかし、昭和 43 年度には 46%と上昇し、昭和 44 年度には 48%となっている。」⁽⁹⁸⁾とある。この割合（認容率）は、国税不服審判所になってからも当初はこの傾向が続いており、現在のような約 10%程度が定着したのは、平成に入ってからである。協議団は、約半数の原処分を何らかに取り消していたにも関わらず、第三者性について批判されていたのであるから、数値のみで第三者性を測る難しさを感じる。

協議団については、国税不服審判所の設立

との対比として批判的に見られる嫌いがあるが、国税不服審判所も 50 周年を迎え、殊更協議団を対比させる必要もなかろう。協議団については、「納税者の正当な権利の救済を通じ、わが国における申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献をしてきた」⁽⁹⁹⁾ものと躊躇なく評価していいのではないか。

最後に、協議団発足時の協議官の方々に思いを寄せ、敬意を以て終わりたい。

協議団開始時に発令された協議官約 600 名のうち、部内職員が約 200 名、民間出身が 409 名であった。

部内出身の当初の協議官には、国税庁事業年報書においてやや厳し目の記述がなされている。

「協議団発足当時協議官に誰が選ばれるか、恐らく税務官庁一般注目のまとであった。協議団の性格からして、直税ことに所得税、法人税に精通している者が、協議官に選ばれることと観察を下していたものが多かったところ、意外にも古参の署長が多数任命され、しかもその出身も間税、総務出身者が多く中にはとかくの批判のあつた人までも混じっていた。（中略）

他面、協議官として反省せねばならぬことは、前歴にとられないことである。特に税界より回つた協議官は多くの部下を持ち、いわゆる指揮者、監督者であつた。協議官としては、自らペンをとり、そろばんをはじいて自ら調査に当たらねばならぬ。この立場の相違を認識し、過去の観念を一掃することが涵養である。」⁽¹⁰⁰⁾

他にも、

「各国税局協議団においては、実際の運営上は、内部機関として本部長の下に部長または課長、係長制を採り、庶務（または総務）審査等の名称を付して運営上の組織としているが、これすら協議団令に基く組織ではなく便

宜上の機構に過ぎないのである。こうしたことは長く一般の行政組織の下において、税務署長または課長の職を経て協議官として任用された者には容易に納得し、理解し得ないものがあり、事務運営上にも支障のあったことは見逃せない事実であつたと思う。

機構の面において何等の権力を持たない諮問機関たる協議官の一員として、今まで税務署長または各課長として幾多の部下の指導監督の職にあつた者として、にはかに民主的に頭を切りかえることができず、創設当初においては、協議官の失意の心情は窺い知るものがあつた。たゞ民主的税務行政の確立という崇高なる理念のもとに、租税救済の行政的最終段階の審判者としての誇りと自負をもつて、この重責を果たすべき覚悟と熱意をもつて、ひたすらの努力と人格修養のための修業を続けて来たのであつた。しかしその後、協議団の議に付される事案は前に述べたような種々の理由から極めて少なく、協議団の存在は各種の面から批判を受けるに至つた。⁽¹⁰¹⁾とある。

初期に配置された協議官は、署長その他管理職から配置された。その趣旨は、当時の税務行政において、有能な経験者を最大限配置するということであつた。しかし、協議官という難しい立場に、事務運営も定まらない中で当惑した者も多かったろう。創設後2年後の制度改正により事案が急速に増加したが、これを待たずに行政整理の対象として退職されていった。総務、間税出身者が多いという指摘については、当初から部内職員の過半は直税出身者であつたし、それでも過少だったとしても、賦課部門の職員だと利益相反になりかねないことからやむを得ないという面もあつたかもしれない。

その後、「人事刷新」が計られ、国税組織全体の人事のなかで人材を確保していった。初期の部内出身の協議官にとっては、協議団発足時は必ずしも十分に力を発揮できる環境で

なかつたことも確かであり、人的資質についての評価をするのは気の毒に思われる。田口氏は上に引用した記事において「税務署長または各課長級から、協議官に任用された大部分の者が希望退職の名の下に税界を去つて行つた、その中には老体の者もあるであろうが、未だ税務の中堅として将来を期待し得る優秀なる税務職員であり、税務の第一線で活躍されたらと思われる人々も数多いことを思わせられるのであって、感慨無量のものがある」としている。

上記の国税庁事業年報書の記述は以下に続く。

「また、進んで協議官になつたことを祝福してもよいと思われることは、いままでなし得なかつた研究とか、復習をなし得る機会を与えられたことであろう。かつて税務署長であり課長であつたものは、恐らく雑務や応接に追われ税法その他法規の研究の余裕も少なかつたと思われる。単に法規の研究にとどまらず、簿記、会計、財政、経済、社会の情勢にいたるまで各般にわたり研さんをとげ、協議官としてはもちろん、社会人としての実力を養い、いやしくも協議決定にあたり、内外いずれよりも非難の余地のないよう心掛るべきものである。協議官の実力の要請、これが従来とかくの批判があつたことに対する唯一の回答となることを銘記したいのである。」

協議官の系譜は、今の国税不服審判所の審判官につながっていくが、ここに示される協議官への要請は、そのまま審判官にもあてはまるものがあるように思う。

民間出身の協議官は、初期に採用されたのは409名であつたが、以下の国会答弁によると、昭和45年に国税不服審判所が設立される直前に協議団にいたのは53名であつたとされている。既述のとおり、昭和27年の行政整理により協議団定員が減員となった際、

多くが税務部局へ異動したと思われ、協議団に残る民間採用者は117名になった。その後は、税務部局との人事交流が進むなかで、徐々に税務部局へ転出ないし退職していき、20年後に53名が協議団に残っていたということになる。

第61回国会 参議院 大蔵委員会会議録第31号 昭和44年7月17日(21頁)

○政府委員(亀徳正之君) 当時、民間から四百三十二名協議官試験を通りまして、現在協議団に残っておりますのは五十三名でございますが、そのほかに、協議官として採用しましたが、適性その他からほかの第一線に回したほうがいだろうということで現に署長になったりいろいろなところで働いておられる人もございます。それが何名になりますかちょっと急でお答えできかねますが、現在協議団に残っておりますのは五十三名でございます。

民間出身の協議官にはこうした面もあったようだ。

「次に私が是處に述べ度いと思う事は、協議官の素質の問題である。協議官の素質を是處に採り上げた理由は、凡そ制度の運用、換言すれば其の制度が百パーセント効果を舉げるも挙げざるも、要は人員の問題に懸かって居ると云うことである。此の點において現在の協議官の出身調べをして見ると、極めて巧妙なる運用の發揮に貢献しておる事が、明白に了解されるのである。思うに協議團本来の使命は、税の紛争に關する審判者たるの地位に存するものであるから、其の態度は納税者及び税務署双方に對して飽迄も嚴正公平であらねばならない。今斯かる觀點から協議官の人选を見るに、此の方針が徹底して貫かれておるのが窺われるのである。即ち現在、協議官は六百餘名就職しておるが、此の中約二百名は税務關係出身者であり、残りの四百名を

民間出身者が占めておる。單に形式的に見るならば、等しく協議官であり身分は國家公務員ではあるが、自ら年令四十歳以上の者が大部分であり、其の人の過去の経歴や體驗が物を云う年輩であるからして、官吏としての經驗と視野、及び民間人としての體驗と物の見方と云う事柄が執務上自ずから判然と表現されて來る事と思われるのである。換言すれば紛争事案の解決に當つて、官民兩者の見識が、唇齒輔車の關係に立つて、渾然一致の良結果をもたらしておる譯である。尙此の民間出身の協議官は夏嚴格なる試験を経て、簡拔された優秀なる人材であるが、尙一層の完璧を期するため、目下の處長期間に亘る學科訓練と實地研修に精勵をしておるのであるが、其の経過は極めて満足すべき状態に在る。

以上の譯で協議團の革新を爲す人的資材の組合せ、並びに其の運用は着々とよき實績を産み出しており、前途洋々たるものが存している。又事實納税者の感想を綜合して見ると一般に協議官の態度が非常に親切丁寧であり、極めて紳士的に其の不平不満等を聴取してくれるとの事であつて、民間側の印象が上乘なるものがあるのは洵に欣快に堪えない次第である。」⁽¹⁰²⁾

創設時に協議官試験により採用された中村一正氏が、昭和57年に、創設時のことを語られた記事が残されている⁽¹⁰³⁾。氏は、『税金物語—ある苦情相談官の日記から—』(税務経理協会、1961)(国立国会図書館所蔵)という本を書かれていて、同書に国税庁協議官の廣瀬正氏が寄書している。昭和25年11月1日時の協議官名簿では、中村一正氏は、仙台国税局協議団秋田支部で、仙台財務局秋田支部にて、前職管財第二課長とあり、廣瀬正氏も、東京国税局協議団本部にて、前職ウメ産業貿易株式会社とある。廣瀬正氏は、行政不服審査法制定後の不服申立制度を解説する『税務における不服申立てと審査—行政不服審査法と国税通則法—』(新日本法規出版、

1963) (国立国会図書館所蔵) という書物を出されている。

国税不服審判所は、創設時の、審判官 90 名、副審判官 133 名中、昭和 46 年 9 月 30 日において、旧協議団からいる者が、それぞれ 23 名、78 名とされている。審査官と合わせて 155 名が、旧協議団からいる者で、審判所の審判官・副審判官・審査官の計 361 名中、43%ということになる。協議団に残っていた民間出身者 53 名も少なからず国税不服審判所に配置されたものと思われる。国税不服審判所における税務部外者登用としては、審判所の主要官職に、法曹関係者を任用するという方針で臨んでいる。

参議院決算委員会 (第 66 回国会閉会後) 会議録第 3 号 昭和 46 年 9 月 30 日 (14 頁)

○説明員 (大塚俊二君) それでは、所長が八田卯一郎、この方は静岡地裁の所長をしておられまして、その後定年で、東京簡裁の判事をやっておられまして、昨年五月に審判所長になりました。それから、東京国税不服審判所長、首席審判官の関根達夫、この方は、法務省の検事の資格をっておられまして、名古屋の法務局から東京の不服審判所に入りました。それから大阪の首席審判官小谷卓男、この方は大阪地裁の判事から審判官になりました。それから東京の審判官で森本春雄、この方は、小西六会社の顧問をしておられまして、審判官として見えた。それから豊田栄作、この方も、東京の審判官でございますが、この方は、公認会計士をやっておりまして、現在東京の審判官に見えられております。それから大阪の審判官の南博方、この方は、大阪市立大学の行政法の教授をしておられまして、その後弁護士になって、審判所のほうに参りました。それから大阪の審判官の津田貞夫、この方は、広島商科大学の助教授をしておられまして審判所に見えた。それからもう一人、

現在大阪の審判官をいたしております中西正安、この方は、近畿大学の助教授から審判官になりました。

以上でございます。

○渡辺武君 所長がいわゆる民間から出られた方で、あと七名の方が審判官に民間から出ておられるわけですが、そのほか審判官で協議団から出られた方は何名おられるか、それから従来の国税庁の管轄下の、いわゆる部内職員ですね、総数何名ぐらいおりますか。

○説明員 (大塚俊二君) 現在の審判所の職員、これは本年の七月にかなりの幅の配置がえを行ないましたあとの状況でございますが、旧協議団にありまして、現在審判所にいるという職員が、審判官以上の、要するに審判官でございますが、首席を含めまして、現在二十三名になっております。それから審判官クラスで、審判所発足まで執行に携わっておった職員が八十三名おります。それから副審判官で、いまのようなことでいたしますと、旧協議団で審判所におった者というのが七十八名、執行庁から審判所にかわってこられた方が四十五名、審査官で同様に五十四名と七十九名ということに相なっております。

協議団発足時に、民間出身の協議官が採用された。第三者性はもとより、専門性を期待されていたというところが目をひいた。20 年間の経過を経て、そうした協議官の方々は、協議団或いは税務部局にて、それぞれの見識をもとに何がしかの足跡を残していかれたに違いない。新たな国税不服審判所において、法曹関係者を任用することとしたことは組織の質を異にする発展であったといえるが、こうした発展ができたのも、組織に均霑された協議官の方々の積み重ねがあったからこそといっていよう。

- (1) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編「国税不服審判所の 30 年」13 頁 (2000)。
- (2) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)17 頁。
- (3) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)6-7 頁。
- (4) 税務大学校租税史料室所蔵資料
- (5) 国税庁『国税庁三十年史』国税庁機関別定員の推移 675 頁 (1979)。
- (6) ただし、「当時は欠員が多く、職員総数 63,487 人であり、行政整理対象人員は 2,992 人であった」(国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 24 年度 昭和 25 年度 昭和 26 年度)」54 頁。)
- (7) 国税庁「国税庁事業年報書」(昭和 24 年度 昭和 25 年度 昭和 26 年度)」16-18 頁。
- (8) 国税庁・前掲注(7)47 頁。
- (9) 本部協議官 3 名は、「協議官名簿」によるとすべて部内出身者であるため、民間採用者は局協議官の数が全数となる。
- (10) 税務大学校租税史料室「協議官名簿 昭和 25 年 11 月 1 日現在 (昭 44 本校 0041)」。
- (11) 国税庁・前掲注(7)46 頁。
- (12) 国税庁・前掲注(7)480-481 頁。
- (13) 税務大学校租税史料室所蔵資料
- (14) 国税庁・前掲注(7)48 頁。
- (15) 国税庁・前掲注(7)484 頁。
- (16) 国税庁・前掲注(7)18 頁。
- (17) 国税庁三十年史編集委員会編・前掲注(5)。
- (18) 国税庁・前掲注(7)55 頁。
- (19) 国税庁・前掲注(7)49 頁。
- (20) 国税庁・前掲注(7)484 頁。
- (21) 税務大学校租税史料室所蔵資料
- (22) 国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 27 年度)」74-76 頁。
- (23) 国税庁・前掲注(22)433 頁。
- (24) 国税庁・前掲注(22)433 頁。
- (25) 国税庁・前掲注(7)480-481 頁。
- (26) 国税庁・前掲注(7)483 頁。
- (27) 国税庁・前掲注(22)432 頁。
- (28) 上記注を含め、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第 8 巻 519-520 頁 (東洋経済新報社、1977)。
- (29) 税務大学校租税史料室所蔵資料
- (30) 税務大学校租税史料室所蔵資料
- (31) 国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 28 年度)」80 頁。
- (32) 国税庁・前掲注(31)80 頁。
- (33) 国税庁・前掲注(31)465 頁。
- (34) 国税庁・前掲注(31)472 頁。
- (35) 国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 29 年度)」63-64 頁。
- (36) 国税庁・前掲注(35)377 頁。
- (37) 国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 30 年度)」67-68 頁・72 頁。
- (38) 久米眞司「国税不服審判所の概要及び特色」国税不服審判所編『国税不服審判所の現状と展望』12 頁 (判例タイムズ社、2006)。
- (39) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)11 頁。
- (40) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)11 頁。
- (41) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)12 頁。
- (42) 国税庁・前掲注(31)465 頁。
- (43) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)11 頁。
- (44) 国税庁・前掲注(35)375-376 頁。
- (45) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (46) 国税庁・前掲注(7)479 頁。
- (47) 国税庁・前掲注(22)427 頁。
- (48) 国税庁・前掲注(22)432 頁。
- (49) 国税庁・前掲注(31)468 頁。
- (50) 国税庁・前掲注(35)379-380 頁。
- (51) 国税庁・前掲注(37)359 頁。
- (52) 国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 31 年度)」76 頁。
- (53) 国税庁「国税庁事業年報書 (昭和 32 年度)」88 頁。
- (54) 税務大学校租税史料室所蔵資料
- (55) 国税庁・前掲注(37)360 頁。
- (56) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (57) 国税庁・前掲注(37)361 頁。国税庁・前掲注(53)70 頁。
- (58) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (59) 国税庁・前掲注(37)360 頁。

- (60) 国税庁・前掲注(52)60 頁。
- (61) 国税庁・前掲注(53)69 頁。
- (62) 国税庁・前掲注(52)60 頁。
- (63) 国税庁・前掲注(53)70 頁。
- (64) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)17 頁。
- (65) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)17 頁。
- (66) 国税庁「国税庁事務年報書（昭和 33 年度）」79 頁。
- (67) 国税庁・前掲注(66)80 頁。
- (68) 国税庁・前掲注(66)67 頁。
- (69) 国税庁「国税庁事業年報書（昭和 34 年度）」69 頁。
- (70) 国税庁「国税庁事業年報書（昭和 35 年度）」79 頁。
- (71) 国税庁・前掲注(70)79 頁、「国税庁事務年報書（昭和 36 年度）85 頁、同（昭和 37 年度）89 頁、同（昭和 38 年度）115 頁、同（昭和 39 年度）87 頁、同（昭和 40 年度）81 頁、同（昭和 41 年度）117 頁。
- (72) 国税庁・前掲注(69)69 頁。
- (73) 国税庁・前掲注(66)67 頁。
- (74) 国税庁・前掲注(66)71 頁。
- (75) 国税庁・前掲注(69)69 頁。
- (76) 国税庁・前掲注(70)80 頁。
- (77) 国税庁「国税庁事業年報書（昭和 36 年度）」85 頁。
- (78) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (79) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 37 年度）」89 頁。
- (80) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 38 年度）」115 頁。
- (81) 昭和 40 年に入場税取消訴訟を起こしている。
- (82) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 39 年度）」87 頁。
- (83) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 40 年度）」81 頁。
- (84) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 41 年度）」117 頁。
- (85) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 42 年度）」87 頁。
- (86) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 43 年度）」85 頁。
- (87) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 44 年度）」79 頁。
- (88) 国税庁「国税庁事務年報（昭和 45 年度）」83 頁。
- (89) 国税庁・前掲注(79)89 頁。
- (90) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)12 頁。
- (91) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)12 頁。
- (92) 国税庁・前掲注(77)85 頁。
- (93) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (94) 国税庁・前掲注(82)87 頁。
- (95) 国税庁・前掲注(84)117 頁。
- (96) 国税庁・前掲注(86)85 頁。
- (97) 国税庁・前掲注(87)79 頁。
- (98) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (99) 「国税不服審判所の 30 年」編集委員会編・前掲注(1)13 頁。
- (100) 国税庁・前掲注(7)483-484 頁。
- (101) 田口卯一「審査請求制度の改正と協議団の行方」財政 17(6)58-67 頁（1952）（国立国会図書館所蔵資料）。田口卯一氏は主税局、税務署、国税庁等に勤務され、協議団創設時の国税庁協議官（3 名）のうちの一人。
- (102) 石原義雄「協議団制度の実施状況に就いて」税と財政 7(12)4-7 頁（1951）（国立国会図書館所蔵資料）。
- (103) 中村一正「協議団制度の発足〔税界の証言〕」納税通信 1735 号（1982 年 8 月 9 日号）（エヌピー通信社、1982）（税務大学校租税史料室所蔵資料）。